

第3回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 平成30年8月6日(月)
- 2 開会日時及び場所
平成30年8月6日(月) 午後1時59分
雲仙市役所本庁舎別館3階会議室
- 3 閉会日時 平成30年8月6日(月) 午後2時55分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	3番 松永 一	4番 東 康敬
5番 林田 剛	6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光
9番 馬場 保	11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸	13番 池田 兼三
14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	16番 草野有美子	17番 鶴崎 進
18番 大久保信一	19番 小筏 正治		

(2)欠席者(1名)

10番 徳永 玉義

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
参事	増富 浩彦
主事	北尾 祥
嘱託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第9号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第10号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- 日程第7 報告第2号 非農地通知の発出について

午後1時59分開会

○事務局長（坂本 英知君） 農地部会制度が廃止をされ、本総会より会長のほうが議事の進行をしていただくことになります。また、事務局からも、会議の進行について提案もさせていただきたいと考えております。農業委員会事務局も、皆様、農業委員の皆様が活動しやすい環境となりますよう努力してまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

本日の出席者は、法の規定により過半数に達しております。

議長につきましては、雲仙市農業委員会会議規定第5条第1項により、会長が総会の議長となり、議事を総理することとなっておりますので、小筏会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも、皆さん、こんにちは。大変暑い日差しの中、皆さん方、農作業等、大変お疲れのこととっております。そういう中に第3回総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

総会は第3回となっておりますけど、先ほど事務局長から話がありましたように、新体制へ移行し、審議をするのが今回が初めてでございます。どうか、慎重な審議を行っていきたいと思っている次第でございます。

それでは、ただいまから平成30年第3回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

各委員の協力方よろしく願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第9号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第10号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、報告第2号非農地通知の発出について、以上、議案6件、報告1件を付議します。

それでは、早速議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、3番、松永委員、4番、東委員、両委員を指名いたします。

議事の審議を開始する前に、今後の議事の進行について事務局より提案があるとのことですので、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局（北尾 祥君） 先ほど話がありましたとおり、これまでの部会制から総会制へ移行したことに伴い、本総会より農地法関連の審議の終了後、農政関係の協議を行うこととなります。よって、総会が長時間に及び得るため、従来1件ずつ審議を行っていたものを調査会の地区ごとに一括して審議することとし、報告についても同様に一括して調査会長が報告することを提案いたします。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

ただいま、事務局からの提案についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、本総会より、調査会の地区ごとの審議及び調査会長が調査会の意見を集約し、発言することといたします。

なお、審議についても、同様に一括して行いたいと思いますので、発言される場合は、挙手して、議長が指名をしてから、まず受付番号を発言して、質疑をしてください。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第6号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から、案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は、受付番号34番から41番までです。

まず、受付番号34番については、譲渡人が耕作できないため贈与する案件です。

受付番号35番については、親から子へ贈与する案件です。

受付番号36番については、法人が借り受ける案件です。

受付番号37番については、いとこの息子に贈与する案件です。

受付番号38番については、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号39番については、甥に贈与する案件です。

受付番号40番、41番については、後継者へ贈与する案件です。

受付番号34番から41番について、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、現地調査並びに協議結果においても、許可に当たって何ら問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

受付番号34番から41番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は、受付番号42番から47番までです。

まず、受付番号42番については、譲渡人が耕作できないため譲り渡す案件です。

受付番号43番については、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号44番については、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号45番から47番については、譲受人が同一の案件であり、新たに法人で農業経営をするため借り受ける案件です。

受付番号42番から47番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、現地調査並びに協議結果においても、許可に当たって問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、受付番号42番から47番についてご質疑がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は、受付番号48番から52番までです。

受付番号48番及び49番については、借受人が同一であり、規模拡大のため借り受ける案件です。

受付番号50番及び51番については、借受人が同一の農地所有適格法人であり、規模拡大のため借り受ける案件です。

受付番号52番については、親から子へ贈与する案件です。

受付番号48番から52番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められません。現地調査及び協議結果において、許可にあって何ら問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございます。

受付番号48番から52番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、内田です。

52番の子へ贈与する案件ですけど、贈与する親が95歳、受ける子が70歳で、95歳の方が理解した上で贈与されるとかなと思って、ちょっとお聞きしたいのですけど。

○議長（小筏 正治君） ただいま内田委員から質疑がありました。池田委員。

○委員（13番 池田 兼三君） 13番、池田です。

今の質問についてお答えいたしたいと思います。

私も地域の一人であり、この譲渡人は、まだ現在しっかり意志表示もできますので何ら問題はないと思います。

○議長（小筏 正治君） 今、池田委員から説明がありました、よろしいでしょうか。

○委員（12番 内田 弘幸君） 私も、ちょっと親から贈与ば受けるときに、うちのおやじが93やったときに、93で贈与ば受けて、そのときに司法書士から、とにかく、何回も何回も、ぼけとらんとかとか、そして、本当に大丈夫かとか言うて、もう、念に念を押すように5回も6回も電話かかってきたりなんかして、大変でした。うちのおやじは93だったのですが、こっちも95で、ちょっとそこら辺が気になったもんですけん。

○議長（小筏 正治君） 池田委員の近所の方で特に問題ありませんということだから、どうでしょうか、皆さん。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかに皆さん、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかに質疑がないようですので、議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号34番から52番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第7号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

最初に、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号4番については、簡易手続相当の違反事案に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。申請人は、農業用倉庫及び資材置場用地への転用を計画されています。申請地は、平成30年7月3日に農振の軽微変更がされており、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が農業用施設用地であることから、例外的に許可をすることができる

案件であると思われます。

農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、受付番号4番についてご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかに質疑がないようですので、議案第7号、受付番号4番は申請どおり許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第8号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は、受付番号11番から15番までです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号11番について、申請人は、住宅用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が住宅であり集落に接続していることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。転用の面積が一般個人住宅の上限500平方メートルを超えていますが、面積超過理由書が添付されており、許可相当であると判断をしました。

次に、受付番号12番について、申請人は、発電用施設用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。転用面積が広いため、調査会では排水の心配が上がり、事務局に確認をお願いしていただきましたので、後ほど説明をお願いします。

次に、受付番号13番について、申請人は、堆肥舎及び堆肥乾燥場への転用を計画されています。申請地は、平成30年7月4日に農振の軽微変更がなされています。おおむね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられますが、転用目的が農業用施設用地であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。

次に、受付番号14番について、申請人は、住宅用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。

次に、受付番号15番について、申請人は、作業所及び通路用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、島原鉄道西郷駅から300メートル以内に存在することから、第3種農地であると考えられます。調査会では、市の水路と国道の占有許可についての質問が上がり、事務局に確認をお願いしておりましたので、後ほど説明をお願いします。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

まず、事務局のほうより、受付番号12番と15番について説明をお願いいたします。

○事務局（増富 浩彦君） 議案の12番と15番について、説明させていただきます。

その前に、11番の案件について、今、お手元に面積超過理由書というのをお配りしています。それをごらんください。一応、そういう理由で、本来、一般個人住宅に関しては500平米ということに決めておりますけども、理由が理由書添付で、残りの面積を農地として残してもというのも事務局のほうで考えておまして、理由書添付ということで、今回は500平米超えていますけども、許可できる案件であると思って、総会のほうに上げさせてもらっております。

12番の案件なんですけども、太陽光ですね、国見町のほうで太陽光の敷地面積が広くて、大雨あたりが降ったときに、その排水はどうなっているのか確認をお願いされました。別添資料の2の20ページをお開きください。

基本的に太陽光で自然流下ということになっておりますけども、ここについては、多く雨が降ったときのためにということで、敷地内に水路を設けまして、それを利用して、ここの下流のほうに、建設してある砂防ダムへ流れるようになっております。その砂防ダムには水を調整するバルブあたりもついていて、しっかりした砂防ダムではないかということで、事務局では確認をしております。

15番に関してですけども、占有許可となっておりますけども、市のほうの水路につきましては、占有許可は申請を行ってもらっており、間もなく、許可は出るんじゃないかなと思います。

もう一つ、国道の土羽敷の利用のほうは許可をなかなかおろさないということで、今回の総会で許可がもしもらえれば、条件付きの許可として出そうと考えております。土羽敷の利用がとれなかった場合には、計画変更を再度出してもらって、そこを使わない計画で再度上げてもらうような指導をし

ております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

○委員（4番 東 康敬君） 15番の件について補足をしておきます。

これは、水路の問題では、今、事務局からの説明のとおりでございますけれども、国道の畦畔については、今、振興局に申請中で、なかなか、この上に行くまでに時間がかかるということで、そこは許可がおり次第、工事をやるということで、今、申請をやっておるところだそうです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 東委員から説明がありましたけど、どうでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は、受付番号16番から20番までです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号16番について、申請人は、住宅用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が住宅であり集落に接続していることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われま。調査会では、無償であるため、譲渡人と譲受人との関係性について質問がありましたが、いとこということでした。

次に、受付番号17番について、簡易手続相当の違反事案に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。

次に、受付番号18番について、申請人は住宅用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。

次に、受付番号19番について、申請人は平成30年2月5日付で共同住宅として農地法第5条の許可を受けたアパートの駐車場用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。調査会では申請地の造成計画について質問がありましたが、盛り土を行い上段の駐車場と一体として利用されるとのことでした。

次に、受付番号20番について、申請人は住宅用地への転用を計画されています。申請地は、農振

白地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が住宅であり集落に接続していることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。

受付番号16番から20番について、農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうも、ありがとうございます。

それでは、受付番号16番から20番について、ご質問がありましたらお願いいたします。16番から20番までありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、中部調査会長の池田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号21番について、申請人は、資材置き場及び農業用車両置き場への転用を計画されております。申請地は、平成30年7月3日に農振の軽微な変更がされており、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が農業用施設用地であることから、例外的に許可をすることができる案件と思われます。

受付番号21番について、農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございます。

それでは、受付番号21番について、ご質問がありましたらお願いいたします。どうでしょうか、21番について。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑ないようですので、議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号11番から21番は、申請どおり許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第9号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

(議案第9号について議案書をもとに説明)

○議長(小筏 正治君) それでは、議案第9号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定の受付番号1番から19番について、ご質疑はありませんか。1番から19番。1番から19番までありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) はい。

それでは、所有権移転の受付番号20番から36番について、ご質疑ありませんか。20番から36番、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第9号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

次に、日程第6、議案第10号農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局(北尾 祥君)

(議案第10号について議案書をもとに説明)

○議長(小筏 正治君) ありがとうございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第10号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) ご質疑ないようですので、議案第10号につきましては、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、議案第10号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第7、報告第2号非農地通知の発出について、事務局、説明を求めます。

○事務局(北尾 祥君)

(報告第2号について議案書をもとに説明)

これまでは、非農地通知については、非農地の判断については、部会で議決を行っていましたが、平成30年3月12日付の農地法の運用についての一部改正により、部会または総会の議決を得ることを必ず必要とするものではないということで、法の改正がなされたため、本市においても、この改正を準用し、総会には付議せず、決裁後については、総会において報告をすることとしております。

議案書41ページをごらんください。

申請番号1番については、昨年度のパトロールの結果、赤判定ということで結果が出たところについて、当時、所有者の方が亡くなられていらっしまったので、今回相続をされたということで、再度、非農地通知ということで発出をしております。

申請番号2番は、吾妻町の農地について、内田委員と一緒に現地確認に行っております。

申請番号3番については、千々石町の農地について、池田委員と一緒に現地確認に行っております。報告は以上です。

○議長(小筏 正治君) 報告2号につきましては、ご質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) ご質疑なしと認めます。

○議長(小筏 正治君) お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

午後2時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 8月 6日

議 長

署名委員

署名委員